流動性リスク管理規程

株式会社きずな少額短期保険

(目的)

第1条 流動性リスク管理規程(以下、「管理規程」という)は、当会社の業務の健全性および適切性を確保するため、当会社の流動性リスクを適切に管理するとともに、流動性リスク管理態勢を整備・確立することを目的とする。

(取締役会の役割・責任)

第2条 取締役会は、管理部に、流動性リスク管理の統括を所管させ、適切な権限を付 与する。

(流動性リスク管理態勢)

第3条 管理部は、管理規程に基づいて、流動性リスクの特定、評価、モニタリングおよびコントロールを行う。

(流動性リスク管理方法)

- 第4条 管理部は、各部からの報告を受け、流動性リスクの性質・特徴を踏まえ、次の 方法等により適切なリスク管理を実施しなくてはならない。
 - ① 資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分した管理手法、報告方法、 決済方法等の整備
 - ② モニタリング
 - ③ 流動性危機時の対応策の整備
 - ④ 資産運用部および経理数理部からリスク管理部への報告体制、リスク管理部から取締役会への報告体制の整備

(モニタリング)

- 第5条 管理部は、業務の健全性および適切性を確保するために、各部に対して適宜モニタリングを実施し、流動性リスク管理の状況を確認する。
- 2. 管理部は、各部に対して、必要に応じて随時、流動性リスク管理に係る報告を求めることができる。

(流動性リスクのコントロール)

第6条 管理部より改善指示を受けた各部は、速やかに改善策を講ずるとともに、対応 完了期限を定めて各取締役に回答しなければならない。

(資金繰り逼迫時の対応)

- 第7条 管理部は資金繰りの状況を確認する中で、普通預金の残高が1000万円を下回った場合には、直ちに取締役会に報告するとともに、取締役社長は同残高が1000万円を維持できるように資金の提供を主要株主に要請しなければならない。
- 2. 取締役社長は、その結果を取締役会に速やかに報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、管理部が立案し、各部との協議の上、管理部担当執行役員が決定する。

制定 2024年10月31日 施行 2024年11月1日